

確認申請手数料等一覧表

建築物	①確認申請 手数料【円】		②中間検査 手数料【円】	③完了検査 手数料【円】	
	書類	FD		特定工程物件外	特定工程物件
床面積の合計(※1)					
100㎡以内のもの	33,000	31,000	18,000	22,000	20,000
100㎡を超え 200㎡以内のもの	44,000	42,000	21,000	26,000	24,000
200㎡を超え 500㎡以内のもの	60,000	58,000	27,000	32,000	30,000
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	87,000	85,000	46,000	55,000	52,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	116,000	114,000	62,000	76,000	71,000
2,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	275,000	273,000	168,000	209,000	199,000
10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	470,000	468,000	255,000	308,000	288,000
50,000㎡を超えるもの	730,000	728,000	430,000	518,000	478,000

備考
 ※1「床面積の合計」とは申請に係る全建築物の床面積の合計をいう。
 同一棟として増築する場合は増築部分に係る既存部分の床面積の10分の1を加算
 下記に該当する場合は既存部分の床面積を含まない
 イ 増築に係る既存建築物が平成12年6月1日以降に確認済証を受けたものである場合
 ロ 住宅(長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む)のエレベーターの設置を目的とした増築で、既存部分の床面積の20分の1以下かつ50㎡以下の場合

設備等	確認申請 手数料【円】		計画変更確認申請 手数料【円】		完了検査 手数料【円】
	書類	FD	書類	FD	
昇降機	21,000	19,000	13,000	11,000	18,000
小荷物昇降機	11,000	9,000	9,000	7,000	10,000
工作物	18,000	16,000	10,000	8,000	12,000

④建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第11条第1項に規定する適合性判定対象建築物の完了検査手数料(※2)		
床面積の合計(※3)	建築物の用途(※4)	金額【円】
1,000㎡未満	工場等 ^(※5) のみのもの	19,500
	その他のもの	85,500
1,000㎡以上 2,000㎡未満	工場等のみのもの	27,900
	その他のもの	112,800
2,000㎡以上 5,000㎡未満	工場等のみのもの	70,200
	その他のもの	181,300
5,000㎡以上 10,000㎡未満	工場等のみのもの	105,400
	その他のもの	235,400
10,000㎡以上 25,000㎡未満	工場等のみのもの	131,600
	その他のもの	282,500
25,000㎡以上 50,000㎡未満	工場等のみのもの	163,300
	その他のもの	331,500
50,000㎡以上	工場等のみのもの	226,900
	その他のもの	428,100

備考
 ※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の適判対象建築物の完了検査手数料は「③完了検査手数料」に「④建築物省エネ法適判対象建築物完了検査手数料」を加算した金額となる。

※3 「床面積の合計」とは、建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし増築(既存建築物の同一棟増築)又は改築をする場合において、増築又は改築部分以外の部分に一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。その他詳細は東大阪市建築基準法施行条例第5条第8項をご参照ください。

※4 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。

※5 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。